

飼い主の責任

犬の飼い方について

① 犬を飼う時

○ 犬を購入または譲り受けた場合

- ・犬の本能、習性および犬種による飼い方や犬の病気についてペットショップなどで十分な説明を受けましょう。
- ・犬にとって必要な訓練などを受けさせましょう。
- ・かかりつけの動物病院を探しましょう。



放し飼いはしないでください

○ 飼い主のマナーについて

- ・本市では4月から「ぽい捨て等防止条例」が制定されました。飼い主の責任として、糞は持ち帰り始末してください。
- ・放し飼いは、やめてください。法令に違反しています。
- ・鳴き声は、ご近所の方に迷惑をかけているかもしれません。きちんとしつけを行い、ご近所への気配りをお願いします。



糞の後始末をしてください

② 犬を飼い始めたら必要な手続きを忘れずに

○ 犬の登録と狂犬病の予防注射

- ・犬が生後90日を過ぎたら、登録と狂犬病の予防注射を受けることが義務づけられています。
- ・動物病院では、いつでも登録と予防注射を受けることができます。
- ・登録のみの場合は、保健所または小動物管理センターで受付をしています。

○ 犬の登録内容に変更がある場合

○ 犬が転出する場合（金沢市外へ）

- ・犬の飼い主の方は、転入先自治体の犬を登録する担当課に「犬の鑑札」などを提出して手続きをしてください。
- ・金沢市での転出の手続きは不要です。



○ 犬が転入する場合（金沢市内へ）

- ・犬の飼い主の方は、転出した自治体で交付された「犬の鑑札」や「狂犬病予防注射の案内はがき」を持参して、保健所衛生指導課または小動物管理センターで手続きをしてください。
- ・次年度より狂犬病予防注射の案内はがきを郵送します。

○ その他の登録内容に変更がある場合

- ・飼い主の変更、金沢市内での住所の異動、犬の死亡については届出が必要です。
- ・狂犬病予防注射の案内はがきに「変更届」、「死亡届」の用紙が添付されていますので、そちらに記入し郵送していただいても結構です。

回											
覧											

① 猫を飼い始める前に

猫は繁殖力の強い動物です。
猫の本能、習性、行動について知っていますか。

- 猫は発情、妊娠、出産を年間2回から3回繰り返します。
- 猫は1回の出産で、4匹から8匹の子猫を産みます。
- 1年間で、1組のつがいから何十匹にも増えてしまいます。
- 望まれない子猫の誕生を防ぐために、不妊去勢手術を受けさせましょう。



② 猫を飼い始めたら

とくに、住宅密集地では
近隣の方に迷惑をかけることがないように気くばりが必要です。

- 猫は屋内で飼いましょう。
屋外で猫のえさを放置すると野生動物(鳥、タヌキなど)や他の猫が集まり、糞害が発生することがあります。
猫のえさは、屋内で与え、屋内で糞をさせましょう。
- トイレのしつけをしましょう。
本市では4月から「ぽい捨て等防止条例」が制定されました。
飼い主の責任として、糞は始末してください。
- 猫をたくさん飼うことは控えましょう。
- 安易に飼養放棄をする前に 命の大切さを考えてください。



「めす猫不妊手術費用」を助成します。

- 助成対象者
金沢市内でめす猫を飼われている方
- 助成金額
めす猫不妊手術助成額 3,000円
- 申請手続
動物病院でめす猫不妊手術を受けられる際におたずねください。



次のような場合は連絡してください

① 犬や猫と共に暮らしていただける方を募集しています。

- ・小動物管理センターに収容された健康な犬や猫を、適正に飼育していただける里親（飼い主）希望者に無料でお譲りしています。より多くの犬や猫が生涯にわたり、健康で安穏な生活をおくることを目的として、犬、猫の里親制度を実施しています。
- ・金沢市保健所衛生指導課または小動物管理センターまでおたずねください。

② ペットが行方不明になった場合

- ・逃げ出した場合は、金沢市保健所衛生指導課または小動物管理センターへ速やかに連絡してください。
- ・本市における動物の保護の状況を保健所ホームページで確認できます。
- ・お近くの警察署や交番に保護されている場合がありますので、ご確認ください。

③ 猫の被害でお困りの方は「猫侵入防止器の貸出し」を行っています。

- ・外飼いの猫が自宅の敷地内に入って困っているなど猫による被害を軽減することを目的として、猫侵入防止器の貸出しを行っています。詳しくは小動物管理センターまでお問い合わせください。

飼い主の責任

ペットを守るために

① ペットが迷子にならないようにしましょう。

迷子札をつけましょう。

- ・犬の場合は、首輪や胴輪に鑑札や狂犬病注射済票をつけなければいけません。
- ・マイクロチップや連絡先を記載した迷子札を装着しましょう。マイクロチップを装着すれば、迷子になっても、マイクロチップ内の飼い主情報を読み取ることにより、飼い主の方がわかるしくみになっています。マイクロチップについては、動物病院でご相談ください。

マイクロチップは、直径2mm



② ペットのための防災用品を準備しましょう。

責任をもって準備しましょう。

- ・水、エサなどの食料
- ・首輪、リードなどの用具
- ・ペットを運搬するための用具
- ・かかりつけ動物病院より処方されている薬など



動物から人に感染する病気について

＝ 動物由来感染症とは ＝

- ・ペット等の動物から人に感染する病気を「動物由来感染症」といいます。
 - ・人が病気を持った動物と濃厚に接触することにより感染することがあります。
- 次のようなことを日常生活で注意し、正しい知識を身につけて、感染症を予防しましょう。

犬の登録と狂犬病の予防注射をしましょう。
狂犬病の予防注射が義務づけられています。

- ・狂犬病は、人を死に至らしめる恐ろしい病気です。
- ・狂犬病の感染を防ぐためにも、国内で飼われている犬は、毎年狂犬病の予防注射を受けなければなりません。



動物の口やつめなどに病原体がいることがわかっています。
過剰なふれあい、濃厚な接触は控えましょう。

- ・口移しでえさを与えたり、食器、はしなどの共用は控えましょう。
- ・動物と共に寝ることは濃厚な接触になりますので控えましょう。
- ・近年、犬や猫に咬まれたり、ひっかかれたりして犬や猫の口の中やつめにいる細菌がもとで高齢者の死亡例が報告されていますので、注意が必要です。

ふれあうことにより、人に病気を引きおこす場合があります。
動物に触ったら、手を洗いましょう。

ペットに関することを保健所ホームページでお知らせしています。

金沢市保健所 ペットの管理

検索



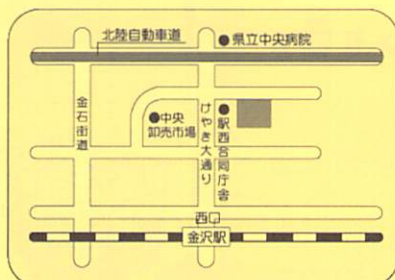
検索してください。

4月 狂犬病の集合注射

6～8月 マナーパトロールの実施

9月 動物愛護週間事業

- 犬の登録と転入手続き
- 動物取扱業の登録・更新について
- 特定動物の飼育許可について



相談窓口



金沢市保健所 衛生指導課 ☎ 234-5114

小動物管理センター ☎ 258-9070